

## 茨城県薬剤耐性対策推進会議設置要綱

### (目的)

第1条 本県における抗菌薬への薬剤耐性 (Antimicrobial Resistance : AMR) に対する取り組みを具体的かつ効果的に推進するため、茨城県薬剤耐性対策推進会議 (以下、「AMR対策会議」という。) を設置する。

### (役割)

第2条 AMR対策会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) AMR対策の普及啓発に関すること
- (2) AMR対策に関する調査研究に関すること
- (3) その他 AMR対策の向上に資する取り組みに関すること

### (組織)

第3条 AMR対策会議は、次に掲げる委員10名以内をもって構成する。

- (1) 感染対策に関し専門的な知識を有する医師、看護師、薬剤師及び臨床検査技師
  - (2) 茨城県保健所職員
  - (3) その他委員長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。再任は妨げない。
  - 3 委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 AMR対策会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は AMR対策会議を統括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

### (委員以外の者からの意見の聴取)

第5条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

### (事務局)

第6条 AMR対策会議の事務局は、茨城県衛生研究所に置く。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、AMR 対策会議の運営、その他必要事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年11月5日から施行する。
- 2 令和3年3月31日までに任命される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。